

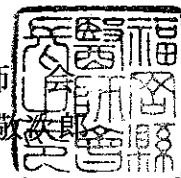


福岡県医発第605号(地)

平成15年 6月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次 郎



腸管出血性大腸菌感染症の発生予防について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別紙のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

例年、腸管出血性大腸菌感染症はこれからの時期にその発生の多くが報告されており、昨年は、福岡県内でも複数の集団発生事例が見られましたが、正しい衛生管理や予防対策の周知徹底を図ることで、発生の防止や感染のまん延を防ぐことができることから、予防対策に係るさらなる注意喚起等を求めるものであります。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下関係施設、関係会員への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

記

感染症予防策及び食中毒予防対策について

- (1) 排便後、食事の前、下痢をしている子どもや高齢者の排泄物の世話をした後などは、石けんと流水（汲み置きでない水）で十分に手洗いをを行うこと。
- (2) 社会福祉施設等集団給食施設においては、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付衛食第85号）」に基づいて、衛生管理を行うこと。

(参考)

治療法等については、下記厚生労働省ホームページからも情報入手可能です。

- (1) 「一次、二次医療機関のための腸管出血性大腸菌（O157等）感染症治療の手引き」 (<http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0908/h0821-1.html>)
- (2) 「O157Q&A」 (http://www1.mhlw.go.jp/o-157/o157q_a/index.html)
- (3) 「家庭で出来る食中毒予防6つのポイント」
(<http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0903/h0331-html>)

公印省略

15健結第120号
15生衛食第67号
平成15年6月17日

福岡県医師会長
福岡県病院協会長
福岡県私設病院協会長 殿
福岡県精神科病院協会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

福岡県保健福祉部長
(健康対策課)
(生活衛生課)

腸管出血性大腸菌感染症の発生予防について

このことについて、平素から貴会員施設等における本感染症・食中毒の予防及び発生時の対策については、すでに関係通知等により衛生管理の徹底を指導いただいているところです。

例年、腸管出血性大腸菌感染症は、これからの時期にその発生の多くが報告されており、昨年は、福岡県内でも複数の集団発生事例が見られました。

本感染症は、正しい衛生管理により防ぐことができ、予防対策の周知徹底を図ること、発生の防止や感染のまん延を防ぐことができます。

つきましては、予防対策に係るさらなる注意喚起等について、下記の事項を参考に、指導をしていただきますようお願いいたします。

記

感染症予防策及び食中毒予防対策について

- (1) 排便後、食事の前、下痢をしている子どもや高齢者の排泄物の世話をした後などは、石けんと流水（汲み置きでない水）で十分に手洗いを行うこと。
- (2) 社会福祉施設等集団給食施設においては、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付衛食第85号）」に基づいて、衛生管理を行うこと。

(参考)

治療法等については、下記厚生労働省ホームページからも情報入手可能です。

- (1) 「一次、二次医療機関のための腸管出血性大腸菌（O157等）感染症治療の手引き」（<http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0908/h0821-1.html>）
- (2) 「O157 Q&A」（http://www1.mhlw.go.jp/o-157/o157q_a/index.html）
- (3) 「家庭で出来る食中毒予防6つのポイント」（<http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0903/h0331-.html>）